

## 緊急防災・減災事業債の活用について

各減災協議会において、「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」(国土交通省)に基づき、「地域の取組方針」(概ね5年で実施するハード・ソフト対策の取組項目)の策定が進められ、または策定されたところです。

その緊急行動計画の実施策のうち、

- ・「危機管理型水位計・河川監視用カメラの整備」(本資料2ページ)
- ・「市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)」(本資料3ページ)

について、市町村で実施するあたり、活用可能な事業について情報提供紹介いたします。

内閣府より「各県消防防災主管部長」宛て、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について(平成29年12月8日)」(添付①通知文書)が発出され、

- (1)水位計、監視カメラ等の設置(①通知文書5ページ)において、「機器の整備は、緊急防災・減災事業者委の対象事業」
- ②非常用電源の確保及び稼働訓練の実施(①通知文書10ページ)において、「非常用電源の整備等は、緊急防災・減災事業債の対象事業」と記載され、積極的な活用について、技術的助言がされております。

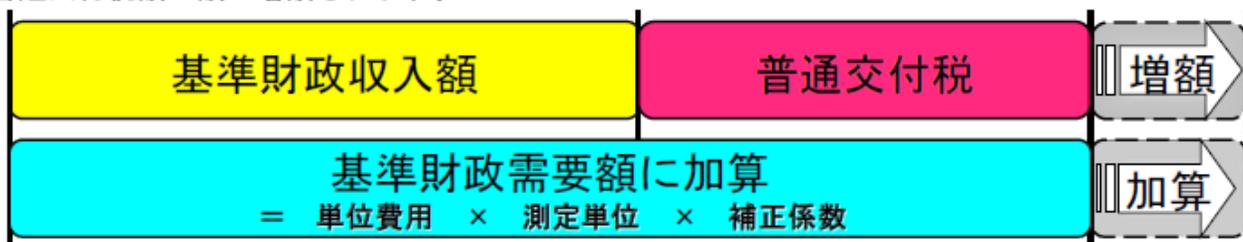
以上より、減災協議会の構成員である市町村の取組推進にあたり活用願います。

### 地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

#### 地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



#### 主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%  
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付

参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成29年7月九州北部豪雨による災害を踏まえ、住民の避難行動や市町村の防災体制等に関し、今後対応すべき事項を明らかにすることを目的に、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を開催し（平成29年10月30日）、検討結果等ととりまとめました（別添1及び別添2）。

貴職におかれましては、当該検討結果等と併せて、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月内閣府（防災担当））に関連する下記事項を推進するよう、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知してまいりますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的助言であることを申し添えます。

別添1 「現地調査・ヒアリング結果」

（平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会資料3）

別添2 「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」

（平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会）

険性について」等を参考に住民への普及・啓発を図ること。

## 2 情報の収集について（別添2 3頁参照）

### （1）水位計・監視カメラ等の設置

山地部の中小河川など、水害の危険性が高い中小河川では、集中豪雨等により急激に水位が上昇する傾向がある。今回の災害では、こうした中小河川について、水位計や監視カメラ等が設置されていなかったことにより、河川水位等の現地状況の把握が難しかったとの意見もあったが、大分県田田市では、過去の災害事例を踏まえて河川監視カメラを設置していたことにより、現地状況を確認し、避難勧告等の発令の際に参考とすることができていた。（別添1 4頁参照）

このため、中小河川における河川水位等の現地情報を把握するため、水位計や監視カメラ等の設置を検討するとともに、設置に際しては、データ伝送路を多重化するなど、耐災害性にも留意すること。

**こうした河川水位等の現地情報を把握するための機器の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業となっており、積極的に活用を検討されたい。**

また、現在、国土交通省において、洪水時に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）の開発・普及や、そうした水位計も活用した中小河川における水位予測手法の検討が進められているところであり、こうした動向も参考にされたい。

### （2）避難勧告等の発令の引き金となる情報の整理

今回の災害では、急激に悪化する気象条件の中で、次から次に舞い込む大量の情報を整理して重要な情報を見極めることや、それらの情報を俯瞰して確認することが難しかったとの意見もあった。（別添1 5頁参照）

こうしたことから、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水警戒の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報を整理し、切迫する状況下においても、これらの情報の把握に努めること。

特に、急激に水位が上昇する傾向がある山地部の中小河川については、水位計等が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、河川毎の洪水発生危険度を地図上で判断できる洪水警戒の危険度分布（平成29年7月4日から提供開始）の活用も有効と考えられることから、状況の把握に努めること。

